農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）一部改正　新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	現　行
農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 （申請手続） 第４　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副２部を地方農政局長等（北海道並びに別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(4)の事業、別表２の区分の欄の３の事業、別表２の区分の欄の４の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業並びに別表３の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 ２　［略］ （契約等） 第８　別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(4)の事業、別表２の区分の欄の３の事業、別表２の区分の欄の４の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業並びに別表３の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。 ２・３　［略］	農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 （申請手続） 第４　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副２部を地方農政局長等（北海道並びに別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(2)の事業、別表２の区分の欄の３の事業、別表２の区分の欄の４の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業並びに別表３の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 ２　［略］ （契約等） 第８　別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(2)の事業、別表２の区分の欄の３の事業、別表２の区分の欄の４の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業並びに別表３の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。 ２・３　［略］

附　則（平成29年４月24日付け　29経営第158号）

１　この通知は、平成29年４月24日から施行する。

２　この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表１　［略］

別表２　（第２、第３、第４、第８、第10、第11及び第14関係）

区　分	経　　費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
１　農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第３の１に規定する次に掲げる事業に要する経費			(1)から(3)の経費の合計額の30%を超える増減 経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業の相互間における経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設、又は廃止
	(1)借受農地管理等事業	7/10	都道府県		
	(2)農地集積協励金交付事業	定　額	都道府県		
	(3)農地中間管理事業等推進事業 ア　都道府県推進事業 イ　農地中間管理機構運営事業	定　額	都道府県		
	(4)企業参入促進事業	定　額	農林水産省経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体		
２～４［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表３　［略］

別記様式第１号（第４関係）（その１）［略］

別記様式第１号（第４関係）（その２）
［中略］
３　経費の配分及び負担区分

別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合
［中略］

別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する場合
［以下略］

別記様式第１号（第４関係）（その３）～別記様式第10号（第22関係）［略］

別表１　［略］

別表２　（第２、第３、第４、第８、第10、第11及び第14関係）

区　分	経　　費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
１　農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第３の１に規定する次に掲げる事業に要する経費			ア及びイの経費の合計額の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設、又は廃止
	(1)農地中間管理事業等推進事業 ア　都道府県推進事業 イ　農地中間管理機構運営事業	定　額	都道府県		
	(2)企業参入促進事業	定　額	農林水産省経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体		
２～４［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表３　［略］

別記様式第１号（第４関係）（その１）［略］

別記様式第１号（第４関係）（その２）
［中略］
３　経費の配分及び負担区分

別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合
［中略］

別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合
［以下略］

別記様式第１号（第４関係）（その３）～別記様式第10号（第22関係）［略］